

一宮市地域猫活動推進事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域猫活動に取り組む地域又は団体を市が支援することにより、市内に地域猫活動を定着させ、所有者のいない猫の適正管理を図り、快適な生活環境の保持増進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域猫

所有者のいない猫のうち、生活環境の保全及び動物愛護の精神に基づく地域住民の認知の下、餌の管理、ふん尿の始末、避妊去勢手術の実施、猫の識別等の地域のルールに基づき、地域社会と共生するものをいう。

(2) 地域猫活動

所有者のいない猫の過剰繁殖やふん尿による被害等を防止するために、地域住民などの活動者が主体となって行う所有者のいない猫の避妊去勢手術や餌の管理、排泄物の処理等の活動をいう。

(市が行う支援の内容)

第3条 市は活動者が地域猫活動を円滑に実施できるよう次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 地域猫活動への理解を深めるための助言や指導
- (2) 地域住民に活動を周知するための啓発資料の作成や説明
- (3) 地域猫活動を行う地域における所有者のいない猫の避妊去勢手術費の助成
- (4) さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）の利用

(支援の対象者)

第4条 支援を受けられる者は、一宮市に在住の地域猫活動を行う者で、次条に掲げる活動の要件を満たす者とする。

(支援する活動の要件)

第5条 支援する活動の要件は以下の通りとする。

- (1) 地域猫活動の目的を理解していること。
- (2) 地域猫活動を行う地域の範囲が明確であること。
- (3) 地域猫活動を行う地域における所有者のいない猫の生息状況や、所有者のい

ない猫に起因する迷惑事象の発生状況等について把握していること。

(4) 活動内容について、地域住民の理解が得られるよう周知活動に努めていること。

(団体登録の申請等)

第6条 地域猫活動を行う団体として、市の登録を受けようとする者は、一宮市地域猫活動団体登録申請書に次に掲げる書類を添えて、保健所長に提出するものとする。

- (1) 地域猫活動団体構成員名簿(別記1)
- (2) 管理する地域猫の一覧表(別記2)
- (3) 管理する地域猫の写真
- (4) 活動場所付近の見取図(別記3)
- (5) 活動場所の土地所有者の同意書(別記4)

(団体登録の決定)

第7条 保健所長は、前条の申請書の提出を受けたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査し、一宮市地域猫活動団体登録に関する決定通知書により、通知するものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかを満たしていない場合であっても、猫の管理上支障がないと保健所長が認めた場合は、地域猫活動団体の登録ができるものとする。

- (1) 団体の構成員の半数以上が一宮市に在住の住民を中心に構成されていること。
- (2) 団体の構成員として、世帯が異なる3名以上の成人を含むこと。
- (3) 飼い主のいない猫について、適正に餌の管理及びトイレの設置等のふん尿の始末ができること。
- (4) 猫を管理している者の名前、活動内容、管理している猫の写真等が、自治会の会合や回覧等で周知されていること。
- (5) 猫の生息状況の把握がなされていること。

2 前項の規定により登録を承認したときは、当該登録した団体に対して、地域猫団体登録証を交付する。

(団体登録事項の変更)

第8条 登録団体は、第7条の規定により申請した事項のうち、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、一宮市地域猫活動団体登録事項変更届を保健所長に提出しなければならない。

- (1) 団体名
- (2) 代表者の氏名、住所及び電話番号
- (3) 活動地域

(団体登録の廃止)

第9条 登録団体は、地域で管理する猫がいなくなったとき又は地域猫活動の継続が困難なときは、一宮市地域猫活動団体登録廃止届により保健所長に届け出なければならない。

(団体登録の取消し)

第10条 登録団体が次の事項のいずれかに該当したときは、団体登録を取り消すものとする。

- (1) 地域猫活動団体の登録事項の内容が実態と著しく異なるものであったとき。
- (2) その他保健所長が登録団体として不適切と認めたとき。

(活動状況の報告等)

第11条 登録地域猫活動団体は、活動経過や苦情の対応状況を記録しておくこととする。

- 2 登録地域猫活動団体は、保健所長から報告を求められた場合は一宮市地域猫活動報告書を提出するものとする。
- 3 登録地域猫活動団体は、市が現地調査を行う場合は、調査に協力するものとする。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。